欧州										
ウィーン（在ウィーン国際機関）	650,000	620,000	582,100	558,800	535,600	465,700	395,800	349,300	302,700	279,400	256,100	232,900
ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	800,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
（軍縮会議）	700,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
パリ（経済協力開発機構）	660,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
（国際連合教育科学文化機関）	620,000	590,000	554,300	532,100	509,900	443,400	376,900	332,600	288,200	266,000	243,900	221,700
ブリュッセル（欧州連合）	680,000	610,000	567,800	545,000	522,300	454,200	386,100	340,700	295,200	272,500	249,800	227,100

附　則

この政令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

外務大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直**人

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百十八号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十号を第百十一号とし、第八十号から第百九号までを一号ずつ繰り下げ、第七十九号の次に次の一号を加える。

八十　四―［五―［ビス（二―クロロエチル）アミノ］―一―メチル―一Ｈ―ベンゾイミダゾール―二―イル］ブタン酸（別名ベンダムスチン）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百十九号

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「給付を含む。以下この条及び次条」を「給付を含む。以下この条及び次条第一項」に、「訂正を含む。以下この条及び次条」を「訂正を含む。以下この条及び同項」に改める。

第二条中「附則第二条第二項及び第三条」を「次項及び附則第三条」に改め、「基づき支払うものとされる保険給付」の下に「（同項において「時効特例保険給付」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。